入札公告

令和7年7月18日

次のとおり一般競争入札に付します。

地方独立行政法人広島市立病院機構 理事長 秀 道 広

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 工事名 舟入市民病院本館地下1階冷温水循環ポンプ改修その他工事
 - (2) 工事場所 中区舟入幸町
 - (3) 工事概要

舟入市民病院本館地下1階冷温水循環ポンプ改修工事

ア 空調設備

- (ア) 本館地下1階冷温水循環ポンプの改修を行う。
 - ・冷却水ポンプ 2 台改修 (R-1 用)
 - ・冷水二次ポンプ 2 台改修 (随時系統)
 - ・温水一次次ポンプ 3 台改修 (HEX-1、HEX-4 用)
 - ・温水二次ポンプ2台改修(随時系統)
 - ・冷温水一次ポンプ 2 台改修 (R-1 用)
 - ・冷温水二次ポンプ 4 台改修 (一般系統)
 - ・熱源水ポンプ 2 台改修 (24hWPAC 系統)
- (イ) プレート式熱交換器 3 台の改修を行う。(一般系統×1 台、随時系統×2 台)
- (ウ) 上記改修に伴い配管、配管附属品等の改修を行う。

イ 動力設備

- (ア) ポンプ改修に伴い二次側電源ケーブルの撤去・新設を行う。
- (イ) ポンプ改修に伴い動力制御盤の改修を行う。

舟入市民病院本館冷却塔改修工事

ア 空調設備

- (ア) 本館 8 階冷却塔及び薬液注入装置の改修を行う。
 - · 冷却塔 2 基改修 (R-1 用)
 - ·薬液注入装置 改修(CT-1用)
- (4) 上記改修に伴い配管、配管附属品等の改修を行う。

イ 動力設備

- (ア) 冷却塔改修に伴い二次側電源ケーブルの撤去・新設を行う。
- (4) 冷却水管理装置新設に伴い二次側電源ケーブルの新設を行う。
- (ウ) 上記改修に伴い動力制御盤の改修を行う。

舟入市民病院本館3階手術室加湿ユニット改修工事

ア 空調設備

(ア) 本館3階0P室系統の蒸気加湿器の改修を行う。

- (イ) 本館 3 階 OP 室系統の蒸気配管の改修を行う。
- イ 自動制御設備

上記加湿器改修に伴い、自動制御設備の改修を行う。

ウ電灯設備

天井解体復旧に伴い、照明器具の取外し・再取付を行う。

エ 建築工事

加湿器及び蒸気配管の改修に伴い、一部天井解体復旧及び天井点検口の新設を行う。

※ 詳細は、設計図及び仕様書等(以下「設計図等」という。)のとおり

- (4) 工 期 契約締結の日から180日間
- (5) 予定価格 落札決定後に公表
- (6) 入札方式 入札後資格確認型一般競争入札 (開札後に入札参加資格の有無を確認)
- (7) 入札方法
 - ア 入札は、紙面による入札で行う。
 - イ 入札金額は、総価を記載すること。
 - ウ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - エ 入札参加者は、入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書を作成し、入札書と同時に提出すること。
 - オ 詳細は、入札説明書による。
- 2 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

- (1) 会社法(平成17年法律第86号)の規定による清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった者(会社更生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、再度の資格審査申請に係る競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。)又は暴力団等(広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。)である者に該当しないこと。
- (2) 令和7・8年度広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されている者で、かつ 次の条件を全て満たす者

ア 認定工種 「管工事」

イ 等級区分 「C」又は「A・B」で認定されていること。

- ウ 営業所等 ・「C」等級:広島市内に本店又は支店等を有していること。
 - ・「A・B」等級:広島市内に本店を有していること。
 - ※ 本店、支店等とは、建設業法第3条1項に規定する営業所とし、支 店等は、広島市と継続して入札に関すること等の委任を受けている者 に限る。
- エ 会社の施工実績

平成22年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した、次の工事の施工実績を有すること。

鉄骨造り(軽量鉄骨造りを除く。)、鉄筋コンクリート造り又は鉄筋鉄骨コンクリート造りの

建築物における請負金額が 8,000 万円 (消費税等を除く。)以上の管工事 (土木一式工事又は建築一式工事での施工実績は除く。)。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が 2 0 パーセント以上のものに限る。

才 技術者等

- (ア) 管工事業に係る主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。請負金額が 4,500万円(税込)以上となる場合は、専任で配置できること。また、特例監理技術者 (建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。以下同 じ。)を置く場合にあっては、監理技術者補佐(特例監理技術者の行うべき同法第26 条の4第1項に規定する職務を補佐する者をいう。)を当該工事に専任で配置できるこ と。ただし、技術者は、同法第26条第1項から第5項までに規定するものとする。
- (4) 下請代金の総額が8,000万円(税込)以上となる場合は監理技術者を配置すること。
- (ウ) 技術者は、開札日において応札者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ開札日以前3か月以上の雇用関係にあるものであること。ただし、請負金額が4,500万円(税込)未満となる場合の技術者は、開札日において応札者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ開札日の前日以前から雇用関係にあるものとする。
- (エ) 技術者の兼務については、専任で配置することを求めている場合も含め、入札説明書等に記載している条件を満たす場合は、その条件の範囲内でこれを認める。
- (オ) 現場代理人は、当該工事現場に常駐させることができる者とし、開札日の前日以前に 応札者と直接的かつ恒常的な雇用関係があるものを配置できること。 なお、現場代理 人と技術者は、兼ねることができる。
- (3) 公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は地方独立行政 法人広島市立病院機構(以下「病院機構」という。)の指名停止措置若しくは広島市の指名 停止措置を受けていないこと。
- (4) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 本件工事に係る設計業務の受託者(株式会社佐藤設計広島事務所)若しくは地方独立行政法 人広島市立病院機構病院施設改修工事等に関するコンストラクション・マネジメント(CM)業 務の受託者(日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社)又は当該受託者と資本的関 係若しくは人的関係がある建設業者は参加できない。
- (6) 社会保険(健康保険及び厚生年金保険)・労働保険(雇用保険)への加入義務の履行及び納付義務の履行を確認できない者は参加できない(ただし、各保険への加入義務の適用を受けない者は除く。)。

証明書類等の詳細については、病院機構のホームページ (http://www.hcho.jp/) のトップ ページ の「入札・契約情報」 \rightarrow 「各種帳票・様式」 \rightarrow 「社会保険等への加入状況確認書類」 により確認すること。

- (7) その他の入札参加資格は、入札説明書のとおり。
- 3 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所

病院機構のホームページ (http://www.hcho.jp/) のトップページ上の「入札・契約情報」 →「入札見積情報」→「工事一覧」からダウンロードすることができる。これにより難い場 合 (ダウンロードできない場合を含む。) は、次により交付する。

ア 交付期間

公告日から令和7年8月13日(水)までの土曜日、日曜日、祝日(振替休日を含む。)を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 交付場所

〒730−8518

広島市中区基町7番33号 広島市民病院西棟2階

地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局契約課

電話:082 (569) 7836

電子メール: hirokikou-honbu@hcho. jp

(2) 入札説明書、入札書等、設計図等の交付方法

ア 入札説明書、入札書等(以下「入札説明書等」という。下記イを除くもの。) 病院機構のホームページ(前記(1)に記載のとおり。以下同じ。)からダウンロードする ことができる。ただし、これにより難い場合(ダウンロードできない場合を含む。)は、 前記(1)により交付する。

イ 設計図等

次により交付する。交付希望者は下記(4)へ電話連絡し、交付方法等を確認すること。

(ア) 交付期間

前記(1)アに同じ。

(4) 交付場所

〒730−8518

広島市中区基町7番33号 広島市民病院東棟10階

地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局施設整備課

電話:082 (569) 7838

電子メール: hirokikou-honbu@hcho. jp

(3) 契約条項、入札説明書等、設計図等に関する問合せ先

ア 入札、契約に関することは、前記(1)イに同じ。

イ 設計図等に関することは、前記(2)イ(4)に同じ。

(4) 設計図等に対する質疑等

ア 質疑書の提出期間

公告日から令和7年7月31日(木)までの土曜日、日曜日、祝日(振替休日を含む。) を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 提出場所

前記(2)イ(4)に同じ。

ウ 提出方法

電子メールで提出すること。

※ 電子メール送信後に、必ず電話連絡の上、到達を確認すること。

- エ 質疑に対する回答は、質疑者へ直接回答(電子メール)するほか、前記(1)イにおいて令 和7年8月5日(火)から令和7年8月13日(水)までの土曜日、日曜日、祝日(振替 休日を含む。)を除く毎日の午前8時30分から午後5時までの間、閲覧に供する。
- (5) 入札書等の提出方法等

ア 提出方法

持参又は郵送(配達証明書付書留郵便に限る。また後記の提出期限までに必着のこと。) に限る。 イ 提出期限

令和7年8月13日(水)午後5時まで。

ウ 提出場所 前記(1)イに同じ。

(6) 入札回数

ア 入札は初度、再度及び再々度の3回とする。

- イ 初度入札において、予定価格の制限の範囲内の価格(以下「予定価格内の価格」という。) がない場合は、再度の入札を行う。
- ウ 初度入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者は、再度入札に参加できない。
- エ 再度入札において、予定価格内の価格がない場合は、再々度の入札を行う。
- オ 再度入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者は、再々度入札に参加できない。
- (7) 開札の日時及び場所

ア 初度入札

(7) 日時

令和7年8月14日(木)午前9時00分

(4) 場所

広島市中区基町7番33号 広島市民病院西棟2階 地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局契約課入札室

- イ 再度入札
 - (7) 日時

初度入札後、直ちに実施

(4) 場所

上記ア(イ)に同じ。

- ウ 再々度入札
 - (ア) 日時

再度入札後、直ちに実施

(イ) 場所

上記ア(イ)に同じ。

- (8) 開札の立会い
 - ア 入札参加者又は代理人(以下「入札参加者等」という。)は、開札に立ち会うこと(立会人は1者につき1名とする。)。なお、立ち会うことができない場合は、開札の日時までに前記(1)イの契約課へ連絡すること。

入札参加者等が開札に立ち会わない場合は、初度の入札に限り、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。なお、再度の入札については、辞退したものとみなす。

- イ 入札参加者等は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。
- ウ 入札参加者等は、開札場所に入室しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ、身 分証明書(社員証など)を提示しなければならない。
- エ 入札参加者等は、入札執行職員等がやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することはできない。
- (9) 入札参加資格確認申請書等の提出
 - ア 提出方法

開札後、最低入札価格提示者が提出(持参に限る。)すること。詳細は入札説明書による。

イ 提出期限

令和7年8月14日(木)午後5時まで。

ウ 提出場所

前記(2)イ(4)に同じ。

(10) 入札参加資格確認結果及び入札結果の通知

入札参加資格確認後、落札者決定通知書により通知する。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札の中止

入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加資格のない者がした入札。
- イ 一般競争入札参加資格確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者のした入札。
- ウ 再度入札を実施する場合において、初度入札 (無効となった入札を除く。) の最低価格 以上の価格でした入札。
- エ 再々度入札を実施する場合において、再度入札(無効となった入札を除く。)の最低価格以上の価格でした入札。
- オ 入札金額を訂正した入札。
- カ 入札書に記名押印がない入札。
- キ 入札書の記入文字が明確でない入札。
- ク 同一の入札参加者若しくは代理人(復代理人を含む。)から2通以上の入札書が提出された入札。
- ケ 設計図等の交付を受けない者がした入札。
- コ その他入札に関する条件に違反した入札。
- (4) 落札者の決定方法

予定価格内の価格で最低価格をもって有効な入札を行った者(入札金額が同額の者が2者以上ある場合は、くじ引きにより順番を決定する。)から順に入札参加資格の確認を行った上で後日落札者を決定する。詳細は、入札説明書による。

(5) 契約金額

落札者の金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とする。

(6) 契約保証金

契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。契約保証金の納付免除に関する要件については、入札説明書による。

(7) 落札者が契約を締結しない場合等の措置

契約を締結しない落札者は、契約予定金額の100分の5に相当する額を損害賠償金として病院機構へ支払わなければならない。また、病院機構は、契約を締結しない落札者を病院機構における競争入札に参加させない措置を講じる。

(8)	その他
(-)	
	詳細は、入札説明書による。